

平成 29 年 3 月 2 日

各介護サービス事業者 様

広島市健康福祉局 高齢福祉部
介護保険課事業者指導・指定担当課長

介護職員による医療行為について（通知）

日頃から、本市の介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、広島県内の複数の介護サービス事業所において、介護職員による医療行為が行われていたことが確認されており、本市においても複数の事業所で同様の行為を確認しています。

介護職員による医療行為については、下記の【注】のとおり、一定の条件下において認められていますが、こうした条件を確認せずに行うことは、現に事故等が起っていないとしても、利用者の身体に危害を及ぼすおそれのある危険な行為です。

つきましては、下記により自主点検を行い、別紙により報告していただきますよう、お願いいたします。

記

1 自主点検の対象期間

原則として平成 28 年 1 月～平成 29 年 2 月末まで

2 報告期限

平成 29 年 4 月 3 日（月）

3 提出方法

各事業所の点検結果を法人ごとに取りまとめの上、提出してください。

【注】

喀痰吸引及び経管栄養については、平成 24 年 4 月以降、医療や看護との連携による安全確保が図られているなどの一定の条件の下で、介護職員が行えるようになっていきます（詳しくは、広島県医療介護人材課介護人材グループ（TEL：082-513-3142）にお問い合わせください。）。

なお、介護の現場等において、判断に疑義が生じることの多い行為であり、原則として医行為ではないと考えられる行為については、平成 17 年 7 月 26 日付け医政発第 0726005 号「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について」により示されています。このことについて疑義が生じた場合は、下記の事業者指導係又は広島県医務課（TEL：082-513-3056）へお問い合わせください。

【お問合せ】

事業者指導係 TEL：082-504-2183

FAX：082-504-2136